

九州大学大学院薬学府研究生の受入要項

実施 平成27年12月16日教授会

改正 平成31年 4月17日教授会

最終改正 令和 5年12月13日教授会

1. 目的

この要項は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第5条の規定に基づき、九州大学大学院薬学府における研究生の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

2. 出願資格

- (1) 学士以上の学位を有する者又は入学時期までに授与される見込みの者
- (2) 学士以上の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

3. 出願書類

研究生として入学を志願する者は、事前に研究事項等について、入学を希望する分野の受入教員（以下「受入教員」という。）の承諾を得た後、次の書類を提出期限までに医系学部等事務部学務課薬学学生係へ提出すること。

- ① 研究生申請書（所定様式）
- ② 履歴書（所定様式）
- ③ 最終学校の成績証明書および卒業・修了（見込）証明書
- ④ 検定料振込の写
- ⑤ 身元保証書（留学生は不要）
- ⑥ パスポートの写（留学生のみ）
- ⑦ 在留カードの写（既に日本にいる留学生のみ）
- ⑧ 所属長の許可書（在職中の者のみ）

4. 提出期限

入学を希望する分野の受入教員の承諾を得た者は、事前審査のため、上記出願書類①～④を次の期限までに提出すること。事前審査結果で了承を得た後、所定の日までに書類⑤～⑧を提出すること。

(1) 4月入学希望者

- ・日本人の場合： 2月1日まで（土・日・祝日除く）
- ・外国人の場合： 12月5日まで（土・日・祝日除く）

(2) 10月入学希望者

- ・日本人の場合： 8月1日まで（土・日・祝日除く）
- ・外国人の場合： 6月5日まで（土・日・祝日除く）

5. 審査

- (1) 受入教員から、学部（府）長へ「研究生受入事前審査願」の提出があった場合、事前審査委員会において、出願書類および面接による事前審査を行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、面接を免除する。
 - ①申請時に九州大学薬学部 に在籍する者
 - ②大使館推薦による国費外国人留学生の第1次選考に合格した者
 - ③大学推薦による国費外国人留学生の選考に合格した者
 - ④福岡県移住者子弟留学生の者
 - ⑤教務委員会で面接が不要と認められた者
- (2) 事前審査委員会は、受入教員および教務委員会委員2名（教務委員会委員のうち1名は教授を含めること）の計3名で構成する。委員長は、構成員に教務委員会委員長又は副委員長が含まれていない場合、教務委員会委員の中から互選により選出する。
- (3) 事前審査委員会で、過半数が「不可」の場合、受入教員は、受入「否」を入学希望者へ通知する。
- (4) 事前審査委員会で、半数以上が「可」場合、⑤～⑧の出願書類を提出させる。
- (5) 事前審査後、教授会の議を経て決定し、学部（府）長が入学を許可する。

6. 入学許可

入学を許可された者には、入学許可書を交付する。

定められた期限までに、入学料及び授業料を納付しない者は、入学許可を取り消すことがある。

7. 受入期間

受入期間は、1年以内とする。ただし、期間の延長を願い出た場合、教授会の議を経て学部（府）長が期間延長を許可する。

8. 実施

この要項は、平成27年12月16日から実施する。

附則

この要項は、平成30年6月20日から施行する。

附則

この要項は、平成31年4月17日から施行する。

附則

この要項は、令和5年12月13日から施行する。